

播磨町学校給食調理等業務（蓮池小学校）  
公募型プロポーザルに係る質問及び回答一覧

受付 番号	質問内容	回答内容
1	<p>その他 蓮池小学校の現在の人員配置、勤務時間、会計年度任用職員の給与をご開示願います。</p>	<p>人員配置及び勤務時間については、以下のとおりです。            正規職員 4 人（8:15～16:45）            再任用職員 2 人（8:15～16:45）            会計年度任用職員 6 人（8:30～15:15 又は 8:45～15:30）            給与については、条例・規則に基づいて決定される額です（具体的な額は個々人の前歴等により異なるため回答いたしかねます。）。</p>
2	<p>共通仕様書 4（1）ス食育事業について 現在、町で実施されている食育活動や行事等があれば、時期・内容をご開示願います。</p>	<p>毎月 19 日の「食育の日」、6 月・11 月の「食育月間」、11 月の「和食の日」、1 月の「全国学校給食週間」に食育関係資料を給食時間中に配布している他、そら豆やうすいえんどうのさや剥き等、給食食材を使った食育を行っております。            また、夏季休業期間中に播磨町学校給食展を開催し、播磨町の給食の広報活動を行っております。</p>
3	<p>共通仕様書 4（1）セ「アレルギーを持つ児童生徒への対応」について 食物アレルギーへの個別対応で、現時点の対応児童数、対応内容（除去食・代替食）、対応品目についてご開示願います。</p>	<p>現在における対応児童総数は 17 人（うち代替・除去で何らかの対応を要する児童の総数は 10 人）です。            除去食材は、卵・乳製品・ごまとしており、単品代替は、卵・乳製品・種実類としております。            詳細な対応については、原則として、播磨町立学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルによるほか、適宜協議・相談により安全に配慮いただくこととなります。</p>
4	<p>共通仕様書 9（2）イ給食従事者の職務等について 栄養士及び食品衛生責任者は、調理業務責任者及び調理業務責任者代理者が兼務</p>	<p>調理業務責任者が、栄養士及び食品衛生責任者と兼務することは妨げません。            また、調理業務責任者代理者も同様です。            ただし、調理業務責任者及び調理業務責任者</p>

	しても良いでしょうか。	代理者は相互に補完する関係性であることから当該職務の兼務は認めかねます。 なお、当該職務者は常駐者に限り、他の受託場所等との兼務は不可とします。
5	共通仕様書 9 (11) 事前調理実習について 事前調理実習は何食を想定しておられますか。	事前調理実習（調理演習）は、必要に応じて実施することを想定しており、必要の判断は、受託者の履行能力に依存すると認識しております。 上記により、主に受託者が食数等を提案いただくことを想定している他、新たな献立が生じたとき等であっても受託者が履行にあたっての不安がない場合、実施回数は0回で差支えございません（ただし、町や学校現場が、受託者の履行能力に疑義を生じている場合は除きます。）。
6	学校別仕様書 14 (2) エ配食（配膳）の補助等について 配食（配膳）の補助等とは、具体的に何をするのでしょうか。	具体的な内容は、学校と協議いただく必要がございますが、大まかには、各教室の前に食缶等を載せた配膳用カートを配置した後、円滑に給食を開始できるよう状況に応じて適切な対応を取っていただくことや、給食後、子どもたちが下膳する際、円滑に食器類を回収できるよう学校現場と連携の上、適切な対応を取っていただくこと等が想定されます。
7	学校別仕様書 14 (2) エ配食（配膳）の補助等について 配食（配膳）の補助等には何名必要ですか。	具体的な人数は、事業者にてご判断いただく内容と認識しておりますが、蓮池小学校については、ダムウェーターが2機ございますので、配膳室ダムウェーター間の配膳用カート配送担当者、1階の昇降口担当者、各階での受取担当者、各回での配膳用カート配送担当者等の業務で一定の人数が想定されます。 なお、現行では7名程度の人員が配置されているものと認識しております。
8	学校別仕様書別記 2 「2 経費負担区分について」(2) アについて 給食棟における光熱水費について、令和4年4月から6月の使用量及び金額をご教示ください。	光熱水費に係る令和4年4月から6月の使用量及び金額については、時期的に未請求分がございますので、昨年度年間実績を参考のためお示しいたします。 なお、各項目後部の括弧書きにより期別の内訳（番号を附番しているものは①4-5月、②

		<p>6-7月、③8-9月、④10-11月、⑤12-1月、⑥2-3月とし、附番していない場合は、前から順番に4月から3月)を記載しております。</p> <p><b>上下水使用量 3,188 m<sup>3</sup></b> (①403、②632、③288、④667、⑤558、⑥640)</p> <p><b>水道料金 602,730 円</b> (①76,460、②119,280、③54,950、④125,820、⑤105,440、⑥120,780)</p> <p><b>下水道使用料金 602,210 円</b> (①68,020、②123,940、③45,140、④134,150、⑤104,680、⑥126,280)</p> <p><b>LP ガス使用量 4,243 m<sup>3</sup></b> (206、312、485、403、131、209、358、433、484、235、548、439)</p> <p><b>LP ガス利用料金 1,491,930 円</b> (68,904、130,884、160,974、133,914、44,154、69,894、119,064、143,814、160,644、93,984、217,932、174,768)</p> <p><b>都市ガス使用量 8,906 m<sup>3</sup></b> (158、582、1,296、1,227、243、1,385、875、315、545、788、992、500)</p> <p><b>都市ガス使用料金 927,167 円</b> (14,768、49,066、109,340、104,037、24,860、118,324、82,528、31,127、70,545、106,209、140,219、76,145)</p>
9	<p>公募型プロポーザル実施要領別紙「提出書類一覧」12 実績を証する契約書の写し等について</p> <p>直近3年間の業務実績を証明する契約書の写しは、全施設必要ですか。ご教示ください。</p>	<p>全ての契約書の写しを提出いただく必要はございませんが、本項目に係る内容は、書類審査(1次審査)の採点に影響しますので、ご配慮願います(適正に実績として認められる調理抛点在一定数(上限)を超えた場合は、それ以上加点されません)。</p> <p>なお、本回答の解釈により生じた不利益についての補償はございませんので、あらかじめご了承の上、企画提案くださいますようお願いいたします。</p>

10	<p>公募型プロポーザル実施要領別紙「提出書類一覧」12 実績を証する契約書の写し等について</p> <p>直近3年間の業務実績を証明する契約書の写しは、全ページの写しが必要ですか。ご教示ください。</p>	<p>概ね次の内容が確認できる部分をご提出いただければ差支えございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の相手方</li> <li>・ 契約期間</li> <li>・ 業務内容（自校調理である事実、大量調理の是非（調理業務の規模）、本プロポーザルによる業務内容と同等の契約か否か、等が判断出来る部分）</li> </ul> <p>なお、正本に添付する写しについては、印影が確認できるものを、副本に添付する写しについては、貴社名称及び印影のマスキングが必要ですので、ご注意ください。</p>
11	<p>共通仕様書4(1) イ給食の調理及び配缶について</p> <p>食材の当日納品の品目と時間、前日納品の品目と時間をご開示願います。 (食材・牛乳類・パン類)</p>	<p>大まかな分類として、生鮮食材（パン及び牛乳類を含む。）は当日納品、それ以外は前日納品をご認識ください。</p> <p>なお、納品時間は、基本的には午前中ですが、食材や納入業者、町内学校に納入する順番等によっては午後になる可能性もございます。</p>
12	<p>共通仕様書4(1) イ給食の調理及び配缶について</p> <p>アレルギー対応者数・対応食材をご教示願います。</p>	<p>受付番号3番の回答内容をご参照ください。</p>
13	<p>共通仕様書4(4) サ委託開始時及び終了時における引継ぎについて</p> <p>3学期給食提供中に引継ぎは可能でしょうか。</p>	<p>学校給食提供中での業務引継ぎは、衛生管理の責任所在が不明瞭になる等の理由から不可能と考えております。</p> <p>なお、一定の条件を満たした状態であれば、調理している状況を見学いただくことは可能と考えます。</p>
14	<p>共通仕様書4(4) サ委託開始時及び終了時における引継ぎについて</p> <p>実際に調理場で作業が出来るのはいつからでしょうか。</p>	<p>今年度の給食提供は3月23日が最終日となる予定です。</p> <p>具体的な日時については、別途調整が必要と考えますが、最短でも3月最終週になるものをご認識ください。</p>

15	その他 学校代休日の対応についてご教示願います。	学校代休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に登校日が設定され、平日に休校日が振り替えられた場合）については、振り替えられた日は休校のため、学校給食の提供はございません。 なお、施設・設備を貸与する都合上、施設維持管理や保守点検等のために立ち合いが必要となった場合は、学校が休校であっても貴社職員に対応いただくこととなります（対応人数は、状況によって異なります。）。
16	その他 現在の従業員等と勤務時間をご教示願います。	受付番号1番の回答内容をご参照ください。
17	その他 現在の調理場への入室時間をご開示願います。	受付番号1番の回答内容をご参照ください。 なお、本業務に伴い貸与する施設は、学校校舎とは独立した給食調理施設であるため、入室時間に関しては、優先交渉権者と蓮池小学校との間での協議結果によって柔軟に設定できるものと認識しております。
18	学校別仕様書2 履行期間について 8月の給食提供はありますか。	土曜日、日曜日との兼ね合いで変動はありますが、毎年度8月26日から学校給食を実施する見込みであるため、概ね4日程度は想定いただく必要がございます。
19	学校別仕様書2 履行期間について 夏季休業中の出勤規定はございますか。	夏季休業期間中にかかわらず、長期休業期間中の対応として、施設維持管理や保守点検、特別清掃、貴社内部での職員研修等が想定されます。 その他、上記に対する町や関係事業者からの日程調整等が発生する都合上、長期休業期間中であっても基本的には職員1名の配置が必要になるものと認識しております。 ※なお、土曜日・日曜日・国民の祝日等の学校が休みの日については、この限りではございません。
20	学校別仕様書14(2) 配送（運搬）・配食（配膳）について 配膳業務は全クラス教室前でよろしいですか。	お見込みのとおりです。

21	<p>学校別仕様書 14 (2) 配送 (運搬)・配食 (配膳) について 立会等が必要な個所はございますか。</p>	<p>教室内での立会等は不要です。 大まかなご認識として、「教室にて給食が開始され給食が終わるまでは学校現場の所掌範囲」(逆説的に「教室内に食缶等が運び込まれるまで」、「食器類を下膳し始めてから」については、事業者の業務範囲) とお考え下さい。</p>
22	<p>学校別仕様書 14 (2) 配送 (運搬)・配食 (配膳) について アレルギー対応食の受け渡し方法をご教示願います。</p>	<p>除去食・代替食は、各教室に専用ポット等を使用し、配膳いただきます。</p>
23	<p>学校別仕様書 16 施設の管理について 給食調理場内を見学させていただくことは可能ですか。</p>	<p>一定の制限はあるものの見学は可能です。 ただし、町及び学校との日程調整が必要ですので、事前にご相談ください。 なお、日程調整の結果によっては、参加申込書等提出書類提出期限 (7月29日) までの見学を実現しかねますので、あらかじめご了承ください。</p>
24	<p>共通仕様書 9 (2) 給食従事者の配置等について 調理業務責任者及び調理業務責任者代理者の必要な資格等はございますか。</p>	<p>共通仕様書に記載のとおり、調理業務責任者は、次の要件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤の正規の職員であること。</li> <li>・ 条件を満たす調理施設での調理経験が3年以上であること。</li> </ul> <p>また、調理業務責任者代理者は、調理業務責任者の要件に準じて、当該者を代理できる者である必要があります。</p> <p>なお、上記の他に給食の作業に従事する調理従事者について、次の配置条件がございました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理師免許を所持する者を2名以上配置する。</li> <li>・ 条件を満たす調理施設での調理経験がある者を配置する。</li> </ul>
25	<p>共通仕様書 9 (2) 給食従事者の配置等について 調理業務責任者・調理業務責任者代理者・栄養士・食費衛生責任者それぞれについて、兼務は可能ですか。</p>	<p>受付番号4番の回答内容をご参照ください。</p>

26	<p>公募型プロポーザル実施要領 5 (5) ②提出書類の編纂について</p> <p>企画提案書に記載する項目は、審査項目に係る評価指標に基づいて記載すればよろしいですか。</p>	<p>貴社のご判断にお任せいたしますが、本プロポーザルにおける各種条件及び町の重要視している箇所に対する貴社の考えを評価する上でも、審査項目及び評価指標に対する貴社アピールポイントが整理された企画提案書をご提出いただいた方がプレゼンテーション時の質疑応答の有意性が高まるものと認識しております。</p>
27	<p>共通仕様書 9 (2) 給食従事者の配置等について</p> <p>食品衛生責任者は、他の給食従事者との兼務は可能か否かご教授ください。</p>	<p>食品衛生責任者が、他の給食従事者と兼務することは妨げませんが、当該職務者に求められる職務内容の性質上、正規職員の栄養士であることが望ましいと考えます。</p>
28	<p>共通仕様書 10 (4) 調理演習について</p> <p>調理演習における調理食数は何食程度を想定しているかご教授ください。</p>	<p>受付番号 5 番の回答内容をご参照ください。</p>
29	<p>共通仕様書 10 (5) 車両等の駐車等について</p> <p>自転車通勤時における駐車料金についてご教授ください。</p>	<p>過去の実績として、自転車により通勤される方について駐輪スペースの使用を認めた場合において、駐車料金を設定した例は承知しておりません。</p>
30	<p>共通仕様書 10 (5) 車両等の駐車等について</p> <p>自動二輪車での通勤は可能ですか。</p>	<p>共通仕様書 10 特記事項 (5) に記載のとおり、本業務に係る通勤に伴う車両の駐車は原則として認めておりません。</p> <p>なお、自転車等での通勤可否の判断及び駐輪スペース使用の可否の判断については、優先交渉権者決定後に学校長と調整いただくことを想定しております。</p>
31	<p>共通仕様書 10 (5) 車両等の駐車等について</p> <p>自動二輪車での通勤が可能な場合における駐車料金についてご教授ください。</p>	<p>原則として認められないため、想定不要です。</p>
32	<p>学校別仕様書別記 2 「2 経費負担区分について」(2) アについて</p> <p>現状の給食棟における光熱水費をガス料金、上水道料金、下水道料金別にご教授ください。</p>	<p>受付番号 8 番の回答内容をご参照ください。</p>

33	公募型プロポーザル実施要領別紙「提出書類一覧」2 企画提案書について 枚数制限等あればご教授ください。	枚数制限はございませんが、プレゼンテーション時間に限りがございますので、多量で煩雑な場合は、審査に影響が生じる可能性がございます。 なお、本回答の解釈により生じた不利益についての補償はございませんので、あらかじめご了承の上、企画提案くださいますようお願いいたします。
34	公募型プロポーザル実施要領別紙「提出書類一覧」7 登記事項全部証明書及び8 印鑑証明書について 原本か写しのどちらをご提出かご教授ください。	登記事項全部証明書及び印鑑証明書については、正本にのみ原本を添付願います。
35	公募型プロポーザル実施要領別紙「提出書類一覧」11 営業報告書（事業報告書）について 具体的な記載内容の指示がございましたらご教授ください。	提出書類一覧 9～11 については、一般的に決算に関する書式として必要とされる書類を想定しておりますので、学校給食事業に関する決算報告書として財務諸表をまとめられている場合は、当該決算報告書をご提出いただければと存じます。 例えば、11 営業報告書（事業報告書）の中に9 貸借対照表及び10 損益計算書が含まれている場合は、11 営業報告書（事業報告書）のみのご提出で差支えございません。
36	公募型プロポーザル実施要領別紙「提出書類一覧」12 契約書の写しについて 金額、契約期間、委託者、受託者がわかる頁のみの写しという認識でお間違いないでしょうか。	受付番号 9 番の回答内容をご参照ください。
37	公募型プロポーザル実施要領別紙「提出書類一覧」12 契約書の写しについて 類似の契約を数件提出するという認識でお間違いないでしょうか。	受付番号 9 番の回答内容をご参照ください。
38	公募型プロポーザル実施要領 5 (5) ② 提出書類の編纂について 提出ファイルの指定はございますか。	提出ファイルの指定はございません。
39	その他 現状の給食従事者の体制（配置人数、職位（正職、パート等）、勤務時間、給与、	受付番号 1 番の回答内容をご参照ください。



	再任用の有無) についてご教授ください。	
40	その他 調理従事者の昼食代を（日額・月額の別、税込・税抜の別も併せて）ご教示ください。	現行の小学校給食に係る給食費は、1食当たり257円（税込）です。 原則として、大量調理施設衛生管理マニュアルの規定により、調理従事者が当該調理従事者の関係する学校給食を喫食することは認められませんが、業務上の必要性から試食担当者を限定する等の対応を踏まえた上で、概ね2食程度を調理従事者に喫食いただく予定としております。
41	その他 現状の調理スタッフ（常勤・非常勤・パート等雇用形態別）の人数と勤務シフトをご教示ください。	受付番号1番の回答内容をご参照ください。
42	学校別仕様書14 配缶・配送（運搬）・配食（配膳）について 配膳は受託者側がカートで各教室まで配送するとなっておりますが、下膳も受託者側が各教室まで取りに行く形になるのでしょうか。	共通仕様書4(1)エ(オ)のとおり、下膳は児童が行いますが、配膳で使用した配膳用カートの回収は事業者の業務範囲です。
43	学校別仕様書14 配缶・配送（運搬）・配食（配膳）について 配膳時の児童への受け渡し方法をご教示ください。	共通仕様書4(1)エ(エ)のとおり、配膳用カートを各教室に配送（運搬）することにより行います。
44	委託概要書第4条2(9)キについて 牛乳パックの処理はどのようになっているかご教示ください。	児童等が少量でも飲んだ場合における牛乳パックは、児童等が自ら洗浄し校内の資源ごみ集積場所まで運搬しますが、残食として戻ってきた手付けずの牛乳パックについては、事業者にて残食計算した後、洗浄の上、校内の資源ごみ集積場所まで運搬いただく必要がございます。 なお、牛乳パックの廃棄処理は、別途業務委託した事業者が行うため、本プロポーザルに基づく業務には含まれません。

45	共通仕様書 4 業務内容等 (1) イ (ア) 給食の調理について 現状の献立に基づいた作業指導書・動線図をご教示ください。	本町における学校給食の献立については、本町公式ホームページをご参照ください。 また、作業工程及び動線の作成については、民間事業者の持つ調理技術・衛生管理能力・業務効率性等に期待する部分が大い内容であると認識しておりますので、事業者のノウハウを活かしたご提案をお願いいたします。 なお、作業工程書は共通仕様書様式 2 及び様式 2 の 2 により、動線図は任意様式により、作成いただく必要がございます。
46	学校別仕様書 7 食材料の保管について 食材の納品場所、時間をご教示ください。	食材の納品場所は、蓮池小学校内に設置された給食調理施設です。 納品時間については、受付番号 11 番の回答内容をご参照ください。
47	共通仕様書 4 業務内容等 (1) セ「アレルギーを持つ児童生徒への対応」について 現在のアレルギー食の人数及びどのような対応をしているかにつきご教示ください。	受付番号 3 番及び 22 番の回答内容をご参照ください。
48	学校別仕様書 15 貸与物品等について 食器の素材についてご教示ください。	食器の素材は、PEN樹脂製です。 また、トレイの素材は、繊維強化プラスチック製です。
49	共通仕様書 4 業務内容等 (1) コ「特別清掃業務等」について 三季休暇等における清掃日数をご教示ください。	長期休業期間後の学校給食を円滑に実施できる程度に衛生環境を整えることが可能であれば、町が日数を指定するものではございません。 なお、町が他の事業者業務委託する施設・設備の保守点検やグリーストラップの清掃等との関係から日程調整が必要になる可能性がある点について、あらかじめご了承ください。
50	学校別仕様書 14 配缶・配送（運搬）・配食（配膳）について 各クラスは何階にございますか。	学校別仕様書別記 1「校舎位置図」平面図の普通教室数からお読み取りください。 なお、各年度における学級編制に応じて学級数は変動する可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
51	学校別仕様書 13 給食時間について 配膳時間、下膳時間、昼食時間をご教示	現行体制下においては、給食開始時間 12:20 に間に合うよう 11:55 には配膳室から配膳用

	ください。	カートを出発しております。 また、掃除終了時間が 13:30 までであるため、概ね 12:50~13:10 の間に下膳作業を行っております。
52	学校別仕様書別記 2「2 経費負担区分について」(2) アについて 年間の水道光熱費(税込)を月ごとにご教示ください。	受付番号 8 番の回答内容をご参照ください。
53	学校別仕様書別記 2「2 経費負担区分について」(2) キについて 調理作業に必要な各種消耗品について具体的な品目をご教示ください。	本プロポーザルに基づき必要と考えられる物品は、優先交渉権者によって異なるものと考えておりますので、企画提案者にて必要と見込まれる物品をご検討ください。 なお、町の財務規則の解釈上、備品(消耗品ではないと判断できる物品)は、「機械機器等その性質、形状を変えることなく比較的長期(5年以上)にわたり反復使用に耐えるもので、かつ購入価格 5 万円以上の物品」であるため、本プロポーザルに基づく調理作業において必要とされる物品は、そのほとんどが消耗品に分類されるものと認識しております。